

令和6年4月1日からの介護報酬に係る改定内容（概要）・・・令和6年4月15日現在

1. 訪問型サービス独自（回数及び月額単価）

サービス内容略称	利用頻度	利用回数	現行	改定後 (R6年4月1日～)	サービス コード
訪問型サービス 21	週に1回程度	月4回まで	268 単位/回	287 単位/回	A22411
訪問型サービス 11		月5回以上	1,176 単位/月	1,176 単位/月	A21111
(日割)			39 単位/日	39 単位/日	A22111
訪問型サービス 21	週に2回程度	月8回まで	272 単位/回	287 単位/回	A22411
訪問型サービス 12		月9回以上	2,349 単位/月	2,349 単位/月	A21211
(日割)			77 単位/日	77 単位/日	A22211
訪問型サービス 21	週に2回を超える程度	月12回まで	287 単位/回	287 単位/回	A22411
訪問型サービス 13		※1 か月の提供 回数が13回以上 の場合	3,727 単位/月	3,727 単位/月	A21321
(日割)			123 単位/日	123 単位/日	A22321

※生活援助が中心である場合の方は回数での算定となる。（サービス内容略称とサービスコードは単位数サービスコード表をご参照ください。）

○20分～45分：179 単位×サービス提供回数

○45分以上：220 単位×サービス提供回数

※短時間の身体介護が中心である場合の方について（サービス内容略称とサービスコードは単位数サービスコード表をご参照ください。）

現行：167 単位→改定後：163 単位

2. 訪問型サービス独自（加算・減算）・・・新設のみ記載

サービス内容略称	利用頻度・利用回数	現行	改定後 (R6年4月1日～)	サービス コード
口腔連携強化加算（新設）		—	50 単位/月 1 回限度	A26102
高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）	介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）参照	—	所定単位数の 1/100 減算	A2G
業務継続計画未実施減算（新設）		—	所定単位数の 1/100 減算	

3. 通所型サービス独自（回数及び月額単価）

サービス内容略称	利用頻度	利用回数	現行	改定後 (R6年4月1日～)	サービスコード
通所型サービス 21	週に1回程度	月4回まで	384 単位/回	436 単位/回	A61113
通所型サービス 11		月5回以上	1,672 単位/月	1,798 単位/月	A61111
(日割)			39 単位/日	59 単位/日	A61112
通所型サービス 22	週に2回程度	月8回まで	395 単位/回	447 単位/回	A61123
通所型サービス 12		月9回以上	3,428 単位/月	3,621 単位/月	A61121
(日割)			77 単位/日	119 単位/日	A61122

4. 通所型サービス独自（加算・減算）・・・新設のみ記載

サービス内容略称	利用頻度・利用回数	現行	改定後 (R6年4月1日～)	サービスコード
一体的サービス提供加算 (新設)	介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について(周知)参照	—	480 単位/月	A66310
高齢者虐待防止措置未実施減算(新設)		—	所定単位数の 1/100 減算	A6C21
業務継続計画未実施減算(新設)		—	所定単位数の 1/100 減算	A6D21
送迎減算(事業所が送迎を行わない場合)(新設)		—	—47 単位(片道につき)	A65612

5. 介護予防ケアマネジメント

		基本報酬	初回加算	委託連携加算	高齢者虐待防止措置未実施減算 (新設)	業務継続計画未策定減算 (新設)
介護予防 ケアマネジメント A	現行	438 単位	300 単位	300 単位	—	—
	R6年4月～	442 単位	300 単位	300 単位	-1/100 (438 単位)	-1/100 (438 単位)
介護予防 ケアマネジメント B	現行	438 単位	300 単位	300 単位	—	—
	R6年4月～	442 単位	300 単位	300 単位	-1/100 (438 単位)	-1/100 (438 単位)
介護予防 ケアマネジメント C	現行	438 単位	300 単位	300 単位	—	—
	R6年4月～	442 単位	300 単位	300 単位	-1/100 (438 単位)	-1/100 (438 単位)

